

特別養護老人ホーム明幸園家族会会則

(目的)

第1条 本会は、入居者家族と明幸園の連携を強化し、入居者の生活の向上を図る活動に協力するとともに、会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、特別養護老人ホーム明幸園家族会と称する。

(事務局の所在地)

第3条 本会の事務局を、山形県天童市大字矢野目150番地明幸園に置く。

2 事務局は、本会の会計事務、庶務を行う。

(会員)

第4条 本会は、明幸園入所者の身許引受人または、身元引受人の指定する代理人によって組織する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的達成に必要な次の事業を行う。

- (1) 入居者の生活の向上と生きがいを高めるために必要な援助、協力に関すること。
- (2) 会員の親睦を深めるために必要な会合等に関すること。
- (3) 入所者の慶弔に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。選出は会員の互選として再任は妨げないものとする。

- (1) 幹事 4名
 - (2) 監事 2名
- 2 幹事のなかより会長、副会長それぞれ1名を幹事の互選により選出する。
- 3 監事のうち1名は、明幸園施設長とする。

(相談役)

第6条 本会に相談役を置き、明幸園施設長がこれにあたる

(会費)

第8条 本会の活動運営のため、会費は年額3,000円を6月末日まで会費として納入する。年度途中の入会については、入会初年度の年会費を以下のとおり納入する。

(1) 6月から9月間の入会は3,000円

(2) 10月から翌年1月間の入会は2,000円

(3) 2月から5月間の入会は1,000円

2 本会の経費は会費並びに寄付金等をもってこれに充てる。

(会議)

第9条 本会に次の会を置き、会長がこれを召集する。

(1) 総会

総会は原則として年一回とし、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。但し、委任状出席を含む。

総会は次の事項を協議する。

- ① 事業計画、事業報告及び予算、決算に関すること。
- ② 会則の変更に関すること。
- ③ 役員の変更に関すること。
- ④ その他必要な事項。

(2) 役員会

役員会は、役員をもって組織し、必要に応じ招集する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。

(整備すべき帳簿)

第11条 本会には、次の帳簿をおく。

- (1) 会計簿
- (2) 庶務記録簿
- (3) 預金通帳
- (4) 領収書綴り

附 則

この会則は、平成3年8月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成4年5月31日より施行する。

附 則

一部改正

この会則は、平成18年6月1日より施行する。

附 則

一部改正

この会則は、平成19年6月1日より施行。

特別養護老人ホーム明幸園家族会慶弔規定

(慶弔表意)

特別養護老人ホーム明幸園家族会会則第5条第3号の規定に基づく、入所者に関する家族会会員の慶弔の表意については、下記により行うものとする。

記

弔慰金 3,000円

附 則

この規定は、平成4年5月31日より施行する。